

平成22年4月9日

総務政策主監  
教 育 長  
議 会 事 務 局 長  
各 所 属 長

} 様

日野町副町長 岡村 明雄

平成22年度予算の執行について（依命通達）

最近の我が国の経済動向は、平成22年3月に内閣府より発表された月例経済報告においては、景気は着実に持ち直してきているものの、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあるとされています。先行きについては、企業収益の改善が続く中で、海外経済の改善や緊急経済対策の効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されている一方で、海外景気の下振れ懸念、デフレの影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意が必要です。

このような経済状況の中、平成22年度予算は、集中改革プランの着実な実行による経常経費の削減・合理化をはじめ、事務事業の公共性・必要性や施策に対する優先度などを厳しく見極め、積算内容をゼロベースから見直し、「成果・コスト重視」の予算編成に努めました。

平成22年度の地方財政計画における地方交付税総額（全国ベース）は、地方財政計画の歳出に特別枠として設けられた「地域活性化・雇用等臨時特例費」などにより、前年度比6.8%の増となっています。日野町においても、前年度比1億7,600万円（16.3%）増の12億5,600万円を見込んでいます。

このような状況の中にあって、全庁一体となって戦略的な取組を推進するため、予算編成方針に基づき、「子どもたちと子育て世代に対する支援」、「高齢者・障害者およびその家族に対する支援」、「産業と農業、観光振興の推進」および「安全・安心な暮らしの実現」を重点テーマとし、関連する事務事業のうち真に必要、緊急かつ有効なものに対して、「選択と集中」による重点的・効率的な財源配分に努めたところです。この結果、平成22年度一般会計当初予算は、前年度と比べて2億8,500万円（3.7%）増の79億9,000万円となりましたが、子ども手当支給事業の創設および緊急雇用創出関連事業の増加などの影響を除くと、ほぼ前年度と同額の予算規模となりました。

今後の財政運営を鑑みますと、国税収入の大幅な減少による厳しい財政状況や町税収入の動向に影響する景気の先行きが不透明なことを勘案すると、地方一般財源総額の大幅な増加を見込むことは現段階では困難であり、地方財政は依然厳しい状況に置かれることが想定されます。

よって、平成22年度予算の執行については、別紙「平成22年度予算執行要領」に基づき、予算の執行に万全を期すよう、命により通達します。

## 平成22年度予算執行要領

### 1 歳入に関する事項

(1) 町税については、経済の動向、税法改正などを注視し、課税対象を的確に捕捉し遺漏のないように努めるとともに、滋賀県税政課滞納整理特別対策室などと十分連携を図り、より一層滞納整理を促進し、徴収努力目標を達成できるよう計画的な取り組みを進める。

(2) 国庫支出金、県支出金などの依存財源については、国・県の動向を注視し、現行制度から変更が生じる場合は、総務課財政担当に協議する。特に、国庫支出金については、昨年11月に設置された「地域主権戦略会議」において「一括交付金」に係る検討が行われており、平成23年度から段階的に実施される予定であることを踏まえ、その検討の動向に十分留意し、一括交付金化の対象となる事業の把握と、町財政への影響の把握に努める。また、県の「新たな財政構造改革プログラム（平成20年度～平成22年度）」や新たな財政収支見通しに基づく事業見直しの動向などを注視し、補助金の廃止・縮減・一般財源化等による影響額を的確に把握する。

なお、町政の課題など町の実情について国、県等に十分な理解を求め、これまで以上の配分を得ることができるよう努める。

(3) その他の収入については、予算に計上した金額を確保することはもとより、増収を図るよう努める。また、貸付金に係る元利収入については、適切な債権管理により収入の確保に努める。

また、財団法人地域活性化センター、財団法人自治総合センターおよび財団法人日本宝くじ協会などが実施する交付金については、積極的に活用するよう努める。

### 2 歳出に関する事項

(1) 事業の実施に当たっては、最小の経費をもって最大の効果を図るという基本に立ち返り、その経済性、効率性の確保に努め、職員一人ひとりの創意工夫により経費の節減に努める。

特に、旅費、消耗品費、通信運搬費、備品購入費等の一般行政経費については、その節減に努めるとともに、委託料については、単に業者見積りや前年度契約額をベースとするのではなく、適正な積算を行う。

また、随意契約における見積り徴収は適切に行うとともに、可能な範囲において競争原理を導入し、経済性、効率性に併せて透明性、公平性の確保に努める。

(2) 国や県の補助事業については、「一括交付金化」や県の「新たな財政構造改革プログラム」による国庫支出金、県支出金の町への配分状況を十分に踏まえて執行することとし、特定財源として予算に計上した国県支出金を歳入できない見込みとなった場合は、原則として一般財源への振替は行わず、事務事業そのものの廃止または縮減の検討を行う。

(3) 投資的経費については、日野町役場庁舎設備改修事業や社会資本整備総合交付金事業（町道野出山本線道路改良事業）などに対して重点的に財源の配分を行ったが、事業費の積算にあたっては、工事施工等に係るコストにとどまらず、供用開始から廃止に至るまでに要する維持修繕コストの縮減に取り組むとともに、適切な執行に努める。

なお、工事請負に関する取扱については、次のとおりとする。

ア 設計図書どおりの施工がなされているか検査する。

イ ほぼ同一工期で随意契約により分散発注しない。

ウ 追加施工等に係る設計変更、契約変更が必要な場合は、適期に処理する。

エ 日野町建設工事執行規則第37条に定める目的物引渡書の日は工事完了検査日から7日以内とする。

### 3 全般的な事項

(1) 「平成22年度予算編成方針について（平成21年11月13日付け日総第111301号）」および「平成22年度予算編成事務における留意事項等について（平成21年11月13日付け日総第111302号）」を基本に、町財政の置かれた厳しい財政状況を踏まえ、予算に計上した事業の目的が十分に達成できるよう、適切な執行を図る。特に、子育て支援、医療や福祉、ごみ処理、防災・防犯対策など、住民生活に直接関わる喫緊の課題については、その効果を最大限に発揮するよう努める。

(2) 平成22年度予算の執行に当たっては、別冊「平成22年度財務会計事務の手引き」に基づき、財務会計事務に係る各種関係法令や日野町財務規則などを遵守するとともに、その解釈や運用について理解を深め、より一層の事務処理の徹底を図り、適正な取扱を期す。

(3) 日野町の監理団体および施設の指定管理者に対しては、団体自らが積極的な経営改革に取り組むとともに、効率的かつ効果的な事業執行を図るよう、適切な指導監理を行う。

特に、平成22年度においては、平成23年度からの新たな指定管理者の導入を踏まえ、これまでの業務評価を適切に実施する。

#### 4 予算関係事案の事務処理

(1) 予算関係事案のうち、次に掲げるものを決定しようとする場合は、事前に総務課財政担当に協議する。

- ア 町行政の運営に関する方針の設定、変更および廃止
- イ 町が実施すべき事務事業に係る基本的な方針および計画の設定、変更および廃止
- ウ 成立した予算に係る事務事業についての執行計画の変更および事業の廃止
- エ 落札差金および設計差金の使用に係る事案
- オ そのほか、別に指定された事案